

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年七月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

<p>路線名</p>	<p>西金野井春日部線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>春日部市牛島字川中子一〇〇〇番一地从先から 同市牛島字川中子九九八番五地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和四年七月八日</p>
<p>備考</p>	<p>平成六年十一月二十九日付け埼玉県告示第六百四十六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長一六・九〇メートル</p>